

小山城北小学校いじめ防止基本方針

小山市立小山城北小学校

小山城北小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ①いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校・学級にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ②いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することである。
- ③いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応に当たり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条第1項】

- ①「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動、塾や地域クラブ等、当該児童が関わる集団における人間関係のことを指す。
- ②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、ものを隠されたり、不利益な行為を強要されたりすることを意味する。

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

（５）具体的ないじめの態様

- ①ひやかしやからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる
 - ・身体的特徴について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名やニックネームなどで呼ばれたり、しつこく言われたりする
- ②無視、仲間はずれをされる
 - ・対象の児童等を意図的に避ける
 - ・遊びやチームなどに入れない
 - ・意図的に距離を置かれる
- ③軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体を小突かれたり、執拗に叩かれたりする
 - ・殴られる、蹴られるを繰り返される
 - ・「遊び」と称して特定の子が叩かれたりターゲットにされたりする
- ④金品をたかられたり、ものを隠されたり、壊されたりする
 - ・脅迫などをされ金品を取られる
 - ・特定の子のものなどを傷つけられる
- ⑤嫌がることや恥ずかしいこと、危険なことを強要される
 - ・靴や持ち物などに画鋏などを入れられる
 - ・万引きや恐喝を強要される
 - ・教師や大人などに暴言を吐くよう強要される
- ⑥パソコンやスマートフォン（携帯電話）などで、誹謗中傷・嫌なことなどをされる
 - ・SNS上で恥ずかしい情報などを拡散される
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS等のグループから外されたり、意図的に拒否されたりする

いじめには、上記のような多様な態様があることを踏まえ、法で示したいじめに該当するか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定的に解釈するのではなく、様々な要因を探ることが必要である。当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲からの情報を収集したりするなどして確認する必要がある。

なお、これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じ、直ちに警察に通報すべきものも含まれる。

（６）いじめの防止に関する基本的な考え方

①いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学校・学級でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の根本的な克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点からの指導が重要である。全ての児童を、いじめを許さない、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは人として決して許されない行為である」ということの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある要因にも着目し、その改善を図り、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが、未然防止の観点からも必要である。さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域住民に認識を広め、学校や教育委員会、家庭、地域が一体となって取り組みを推進する必要がある。

②いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる事を認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する事が必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラー（以下ＳＣ）や学校相談員の活用、電話相談窓口の周知などにより、児童がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域住民と連携して児童を見守ることが必要である。

③いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、「いじめ防止等対策委員会」を中心に対応を行い、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめたとする児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な体制整備が必要である。

④家庭や地域住民との連携

「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域住民との連携・協力が必要である。そして、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築することが大切である。

⑤関係諸機関との連携

学校や教育委員会は、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図る必要がある。そのためには、平素から、学校や教育委員会は、関係機関との間の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 いじめ防止のために本校が実施する施策

(1)「いじめ防止基本方針」の見直し

いじめ防止対策推進法により、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取組の内容などを具体的に定めた、「いじめ防止基本方針」を策定することが義務づけられていることを受けて、本校では「いじめ防止基本方針」をもとに、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、新年度に適宜見直しを図るとともに、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を講ずる。また「アクションプラン」についても、「いじめ防止基本方針」の内容に準じたものとなるようにする。

(2) 本校の取組

①いじめの未然防止のための具体的な取り組み

- ア 「いじめは絶対に許されない」との視点とともに、「いじめはあるに違いない」との視点を持ち、学校教育活動全体を通じていじめの未然防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう指導方針を定める。
- イ 各教科等の時間の充実と指導内容の重点化を図る。
- ウ 各行事や体験活動などを通じて、望ましい集団づくりを図る。
- エ インターネット上でのいじめの未然防止のために、児童や保護者に対して、情報モラルの指導を行ったり、書き込みの内容によっては個人情報の漏洩や名誉毀損に当たるといった、法律の面からの指導を行ったりする。

②児童指導体制、教育相談体制の整備

- ア 児童指導・特別支援委員会を基盤にして「いじめ防止等対策委員会」を編成し、指導体制の充実を図り、いじめの未然防止と早期発見・祖期対応につなげる。
組織構成員：校長・教頭・教務主任・児童指導主任・教育相談係・養護教諭・学年主任・（必要に応じて）学級担任や支援員 など
- イ いじめに関する実態把握や情報収集のために、定期的なアンケート調査を実施する。
- ウ 日記などの記述内容の確認をしたり、定期的に教育相談期間を設けたりするなど、児童の心の変化の把握に努める。
- エ SCや学校相談員等を必要に応じて利用できる体制を構築するように努める。
- オ 警察や児童相談所等との連絡担当者を明確にし、迅速に対応できるようにする。
- カ いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて得られた情報を速やかに共有し、全教職員が組織的に対応できる体制を構築する。

③校内研修の充実

- ア 「いじめ防止基本方針」の理解をはじめ、教職員の資質の向上を図るための取り組みを実施する。
- イ 適切な初期対応が取れるような研修を計画的に実施する。
- ウ 教職員による暴言や体罰等の未然防止を図る研修をする。

④その他

- ア 「いじめ防止基本方針」が、実態に即して適切に機能しているか「いじめ防止等対策委員会」を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直す。
- イ 「いじめ防止基本方針」については、ホームページ等で公開する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止、及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる 常設の「いじめ防止等対策委員会」を置く。当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下

の中核的な役割を担う。

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに関する情報があつた場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有とともに、関係ある児童に対する調査等により事実の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤いじめられた児童に対する支援やいじめた児童に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実施するための役割
- ⑥「いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを運用する役割

（４）学校におけるいじめの防止等に関する方策

①いじめの未然防止

「いじめはどの児童にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうる」との認識をもち、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りや心の通じ合うコミュニケーション能力を育むよう、全教育活動を通じて取り組む。

また、児童に対しては「いじめは絶対に許されないことである」ということを教育活動全体通じて指導をしていく。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることになることを指導する。

ア 学校には「学校管理下において児童の心身の安全を守る責務がある」ことを全職員が認識する。

イ 学校は、いじめの未然防止に関する考え方や方針等について、「学校いじめ防止基本方針」に沿った取組を実践する。そのため、計画的に研修をもち、誰もが適切な初期対応を取れるようにする。また、「いじめ防止対策推進法」や本校の「いじめ防止基本方針」、その他の取り組みについて、児童、保護者に広く周知する。

ウ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめをしたり、いじめを隠したり、見て見ぬふりをしたりせず、正面から向き合うことができるよう、道徳科の授業や学級活動を中心に、命の大切さも含め、計画的に指導する。

エ 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

オ 学校全体で暴力や暴言を排除する。

②いじめの早期発見・早期対応

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は日頃から児童が発する危険信号（わずかな変化・授業時間以外の人間関係）を見逃さないよう、児童理解、信頼関係の構築に努めていく。また、家庭、地域との連携を図り、児童の見守り体制を強化する。また、いじめによっておこる児童の変化について保護者に示し、当てはまる兆候が見られた場合、速やかに学校に相談するよう周知・啓発していく。

ア 定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、いじめの実態把握に努めるとともに、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。また、知り得た情報を速やかに関係教職員で共有し、早期対応につなげるようにする。

イ 児童の言動をつぶさに観察し、些細な兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもち、早い段階から適切に対応する。

ウ いじめを認識した場合には、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を中心に、屋植わり分担を明確にして速やかに対応する。

③情報化社会におけるいじめに対する対策

- ア 児童が情報化社会における正しい判断力や望ましい態度を身につけるための授業等を計画的に実施する。
- イ 児童及び保護者には、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて発信される情報の特性、危険性についての啓発や情報モラル研修会等を行う。
- ウ 児童がスマートフォンやタブレット、オンラインゲーム機等の適切な使い方やマナーを守れるような取組を積極的に推進する。

④いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

また、いじめ事案が発生した場合には、速やかに対策会議を立ち上げ、事実確認を正確かつ迅速、継続的に行う。全教職員の共通理解と保護者との連携はもちろん、必要に応じて、市や関係機関との連携を図る。

- ア 教職員はいじめを発見または連絡等を受けた場合には、直ちに学校長に報告する。
- イ 被害児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、徹底して守り通す。
- ウ 組織的に情報の収集と記録、共有を行い、事実関係の把握に努める。その上で、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。個人での判断はしてはいけない。
- エ 加害児童に対しては、背景を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

⑤いじめの解消

いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月）止んでいる状態であり、かつ、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に対し面談等により確認された場合に、「解消」と判断する。被害の重大性により、この期間は長期に渡る事もある。

いじめが解消したと判断された場合にも、継続的に加害・被害児童、その保護者への指導・支援を行う。

（５）家庭や地域、関係機関との連絡

児童の見守り体制の整備や、見守りなどについては、PTA、かがやき隊等と連携を図りながら行う。

①保護者との連携

ア いじめ被害者の保護者

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

イ いじめ加害者の保護者

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けるなどしながら家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

②関係諸機関との連携

いじめの解決に当たっては、当事者のみならず、必要に応じて関係機関との連携を図る。特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている場合には、教育的な配慮やいじめられた児童の意向を配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、連携して対応する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認められるとき。

【いじめ防止対策推進法 第28条】

(2) 重大事態発生時の調査

①調査の趣旨及び調査主体

いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

法第28条第3項 第1項の規程により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

②調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けるものとする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、臨床心理士等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

教育委員会が調査を行う際には、「小山市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査に当たる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。

③事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止するために行う。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に応じ、学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「栃木県いじめ防止基本方針」（平成29年12月4（2）③栃木県）並びに「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文科省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童の就学校の指定変更、区域外就学等、いじめられた児童の支援のため弾力的な対応を検討する。

（３）調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

法第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童やその保護者に対して説明する。

これら情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切な方法で経過報告等、情報提供を行う。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問票調査を実施する場合、それによって得られた結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

②調査結果の報告

調査結果については、教育委員会より市長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができる。

そのことを、予めいじめられた児童・保護者に対して伝えなければならない。

（４）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。上記（３）②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による「小山市いじめ問題調査委員会」を設けて調査を進める。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である市長は、いじめられた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告するが、その際、報告内容については、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して十分配慮する。

4 取組の評価・検証

(1) 市

市は、当該基本方針の策定及び改定からおおよそ3年をめぐりとして、法の施行状況等を勘案して「小山市いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(2) 学校

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。